

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
奥州福祉推進市民会議設置要綱

平成23年4月1日 制定
(沿革) 平成30年3月9日第1次一部改正

(目的)

第1 この要綱は、市民の積極的な参画を得て地域福祉の推進を図るため、奥州福祉推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 市民会議は、地域福祉活動の重要性を認識し、広く市民の総意を結集しながら、奥州市地域福祉活動計画や関係事業等の推進を図るとともに、地域福祉関係団体・機関と連携を図り、地域福祉の様々な課題の発掘、整理及び解決策等について自由な意見交換を通し、提言や評価を行うものとする。

(組織)

第3 市民会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会会長が任命する。

- (1) 住民自治組織を構成する団体に所属する者
- (2) 地域福祉に関係のある機関に所属する者
- (3) 民生児童委員、福祉活動推進員の職にある者
- (4) 社会福祉関係団体の役職員
- (5) ボランティア連絡協議会、特定非営利活動法人の代表者
- (6) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (7) 関係行政機関
- (8) 商工業、農業等の企業を代表する者
- (9) その他、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会会長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6 市民会議の庶務は、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

奥州福祉推進市民会議構成団体名簿

No.	区 分	組織・団体名		定数	備考
1	関係行政機関	県南広域振興局		1	
2		奥州市		1	
3	社会福祉協議会	奥州市社会福祉協議会		1	
4	ボランティア	奥州市ボランティア連絡協議会		1	
5		特定非営利活動法人（NPO）		1	
6	社会福祉関係団体	奥州市民生児童委員協議会		1	
7		奥州市行政区長協議会		1	
8		奥州市老人クラブ連合会		1	
9		障がい者団体	奥州市身体障害者福祉会	1	
10			知的障がい者団体	1	
11			奥州市精神障害者家族連合会	1	
12		奥州市母子寡婦福祉協会		1	
13		青年・婦人団体	青年会議所	1	
14			奥州市地域婦人団体協議会	1	
15	町内会・自治会	各地域福祉推進協議会		5	
16	社会福祉施設	奥州市内の社会福祉法人施設（児童・高齢者・障がい者）		3	
17	企業・その他	奥州市内の主な企業団体		3	
18		報道機関		1	
19	知識経験者	知識経験者及び地域福祉に関心のある市民		2	
計				28	